

第 25 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代北部流域下水道	兵庫県西宮市池田町9番7号	日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ 代表者 株式会社 日本管財環境サービス 代表取締役 社長 降矢直樹	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）第16条の規定に基づき、八代北部流域下水道の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。